

商品概要説明書

教育ローン（三菱UFJニコス保証型）

（平成30年1月1日現在）

商品名	教育ローン（三菱UFJニコス保証型）
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none">○お借入時の年齢が満20歳以上65歳未満であり、最終償還時の年齢が満72歳未満の方。○継続して安定した収入のある方。○教育施設（株式会社日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の対象校に準じるほか、中学校・小学校・幼稚園・保育園等も対象とする。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金（借入申込日から過去3か月以内にお支払済みの資金を含む。）とします。○現在、他金融機関・信販会社等からお借入中の教育ローンのお借換資金とお借換えに伴う諸費用。 <p>なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については資金使途に含めることができるものとします。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none">①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。②アパートの家賃等。
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○10万円以上1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○据置期間を含め15年（在学期間+9年）以内とします。なお、据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の6か月後までの範囲内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○次のいずれかよりご選択いただけます。 <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（当JAの個人向け長期変動貸出基準金利）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（当JAの個人向け長期変動貸出基準金利）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準</p>

教育ローン（三菱UFJニコス保証型）

	<p>金利（当 J A の個人向け長期変動貸出基準金利）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、1 0 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○お借入利率には、年 1. 0 % または 1. 5 % の保証料を含みます。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 5 0 % 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>
担保	<p>○不要です。</p>
保証人	<p>○当 J A が指定する保証機関（三菱 U F J ニコス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p>
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、所定の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は所定の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または当 J A 本店設置の苦情等受付窓口にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、愛知県農業協同組合中央会が設置・運営する愛知県 J A バンク相談所（電話：0 1 2 0 - 3 5 1 - 5 2 3）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 本店設置の苦情等受付窓口または愛知県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛知弁護士会（電話：0 5 2 - 2 0 3 - 1 7 7 7）</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>